◎新潟県告示第755号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項(又は第115条の9第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)の指定の効力を次のとおり停止する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	停止する効力の内容	停止する期間
デイサービスき たえる一む長岡 柏	新潟県長岡市柏 町1丁目5番25 号エクセレント 柏B1F	株式会社エ クセレント ホーム	指定通所介護、指 定介護予防通所 介護	新規利用者へのサー ビス提供	平成27年5月 11日から平成27 年8月10日まで